

愛媛労働局発表
平成 23 年 10 月 27 日

担	愛媛労働局労働基準部健康安全課
	健康安全課長 須賀 哲二
当	労働衛生専門官 大西 健一
	電話：089(935)5204 (内線 470)

～ 受動喫煙防止対策助成金制度等が 10 月から始まります～

【制度の背景】 詳細は別添のとおり。

平成 15 年の健康増進法施行や平成 17 年に「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」が発効したこと

「新成長戦略」の中で 2020 年までの目標として「受動喫煙の無い職場の実現」としたこと

労働政策審議会において

- ・ 一般の事務所、工場等については、全面禁煙や空間分煙とすることを事業者の義務とするのが適当であること。
- ・ 飲食店等の顧客が喫煙できることをサービスに含めて提供している場所についても、同様の措置が適当であるが、困難な場合には、当分の間、換気等により可能な限り労働者の受動喫煙の機会を低減させることを事業場の義務とすることが適当であること等

との建議が行われていることから、この建議を受けて厚生労働省は、顧客が喫煙できることをサービスに含めて提供している飲食店、ホテル、旅館について喫煙室の設置等の受動喫煙防止対策の取り組みを促進するため、受動喫煙防止対策助成金制度を創設し、10 月から運用を開始しました。

【制度のポイント】

1 受動喫煙防止対策助成金制度

飲食店、ホテル・旅館等の中小企業を対象に喫煙室の設置費用等の一部を助成する制度を 10 月 1 日から開始

- ・ 料理店・飲食店は常時雇用する労働者 50 人以下又は資本金が 5 千万円以下
- ・ ホテル・旅館は常時雇用する労働者 100 人以下又は資本金が 5 千万円以下

助成額：費用の 1/4 を助成（上限 200 万円まで）

- ・ 喫煙室又は喫煙室以外に受動喫煙を防止するための換気設備の設置等の措置に必要な経費が対象です。

申請先：愛媛労働局労働基準部健康安全課

松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎5階 TEL 089(935)5204

2 受動喫煙防止対策支援事業

以下の2つの事業についても10月3日から開始しています。利用する事業場の業種に制限はありません。

受動喫煙防止対策に係る相談支援業務

事業場での受動喫煙防止対策を実施する上での技術的な相談内容について、労働衛生コンサルタント等の専門家による電話相談を無料で受け付けます。

相談先：TEL 03(3213)1012

(平成23年度事業受託者：東京海上日動リスクコンサルティング(株))

職場内環境測定支援業務

受動喫煙防止対策を行う事業場で、職場内の空気環境について把握することを支援するため、デジタル粉じん計及び風速計の無料貸与を行います。

申込受付先：TEL 03(5625)4296 FAX 03(5600)4907

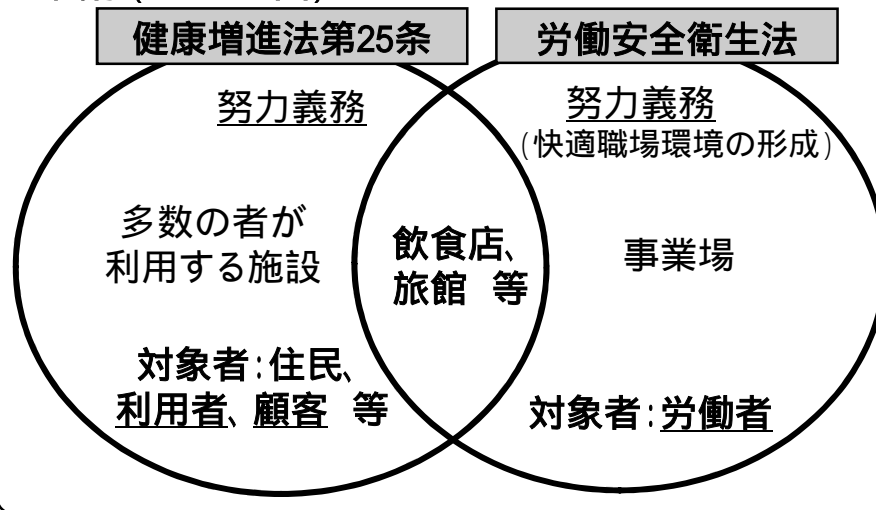
(平成23年度事業受託者：柴田科学株式会社)

職場における受動喫煙防止対策の推進

背景・現状

- 平成4年以降、労働安全衛生法に定められた快適職場形成の一環として事業者を指導
- 平成15年に健康増進法が施行
- 平成17年2月にたばこの規制に関する世界保健機関枠組条約が発効
- しかし、平成19年労働者健康状況調査によれば、事業場の取組は十分とはいえない状況
 - 「全面禁煙」又は「喫煙室を設けそれ以外を禁煙」のいずれかの措置を講じている事業所の割合：46%
 - 職場で受動喫煙を受けている労働者：65%
 - 喫煙対策の改善を職場に望む労働者：92%
- 「新成長戦略」2020年までの目標「受動喫煙の無い職場の実現」
2010年度に実施する事項「労働政策審議会での検討・結論」

健康増進法と労働安全衛生法による受動喫煙防止対策の関係(イメージ図)



平成22年度の審議会において議論

労働政策審議会建議(H22.12.22)概要

- 一般の事務所、工場等については、全面禁煙や空間分煙とすることを事業者の義務とすることが適当
- 飲食店等の顧客が喫煙できることをサービスに含めて提供している場所についても、同様の措置を取ることが適当であるが、それが困難な場合には、当分の間、換気等により可能な限り労働者の受動喫煙の機会を低減させることを事業者の義務とすることが適当
- 罰則は当面付けず、対策の進捗状況を踏まえ対応
- 国は、事業場の取組を支援するため、技術的支援及び財政的支援を行うべき
- 国民のコンセンサスの形成に努め、できるだけ早期に新成長戦略の目標を達成できるよう取組を推進

職場における受動喫煙防止対策支援事業(平成23年度新規)

【財政的支援】

1 受動喫煙防止対策助成金

飲食店、宿泊業等で喫煙室を設置する中小企業事業主に対し、喫煙室設置に係る費用を助成

助成率1 / 4、上限200万円 (予算規模 2.8億円)

【技術的支援】

2 相談支援事業

事業場からの喫煙室設置等に係る技術的な問い合わせに対して、労働衛生コンサルタント等専門家による電話相談及び実地指導を行う。

3 職場内環境測定支援事業

飲食店、宿泊業等の事業場に対し、デジタル粉じん計等を無料貸与し、当該測定機器を用いた職場の現状把握のための支援を行う。